

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

1999.12.20発行

発行
札幌市介護支援専門員連絡協議会
事務局
札幌市社会福祉協議会
札幌市中央区大通西19丁目
札幌市社会福祉総合センター内
TEL 011-614-3345
FAX 011-613-5486

創刊号

10月14日、かでの2.7の大ホールに430人の介護支援専門員が集まり、「札幌市介護支援専門員連絡協議会」の設立総会が開催されました。介護支援専門員の連絡協議会は政令指定都市では初ということで、市や関係者も出席。館美札幌市保健福祉局長からは熱い期待のこもった来賓挨拶をいただきました。

議事では、規約と今年度の事業計画案、予算案、役員選任を発起人が提案し、提案通りに承認され、連絡協議会が正式に発足しました。

その後、記念講演として「介護保険と高齢者ケアの将来—ケアマネジャーへの期待」という演題で、北海道の保健福祉部高齢者保健福祉課長の樽見秀樹氏から、今後の高齢者ケアにケアマネジャーがどのように関わっていくのか、そして質の高いサービスをどう作り上げてゆくののかということをご講演いただきました。

最後に、「介護保険最新情報」ということで発起人の一人でもある五十嵐睦子札幌市保健福祉局介護制度担当課主査から情報提供があり、参加者一同熱心にペンを走らせていました。

今年度の事業計画では、①組織の基盤強化と活動方針の確立、②研修会の開催、③区支部体制の確立、④広報誌の発行の4本柱で取り組むこととなり、当面、

各区支部の立ち上げを最重要課題と位置づけております。この連絡協議会の目的も介護支援専門員の連携により自らの資質を高めることにあります。活発な地区活動を期待したいものです。

なお、当日選出された役員は次の通りです。

- 会長 岩見 太市 (札幌市社会福祉協議会)
- 副会長 松家 治道 (松家内科小児科医院)
- 副会長 藤井 菊恵 (訪問看護ステーション美園)
- 事務局長 工藤 博 (札幌在宅福祉サービス協会ハルバーセンター)
- 幹事(企画担当) 五十嵐 睦子 (札幌市保健福祉局)
- 幹事(研修担当) 梅原 茂樹 (愛全病院)
- 幹事(広報担当) 奥田 龍人 (溪仁会在宅事ケア推進部)
- 幹事(組織担当) 柏 浩文 (札幌市社会福祉協議会)
- 幹事(会計担当) 土井 正子 (札幌中央訪問看護ステーション)
- 監事 桧森 道子 (和幸園)
- 監事 内山 映子 (札幌清田訪問看護ステーション)
- 区支部長
- (中央区) 川島 志緒里 (慈啓会在宅介護支援センター)
- (北区) 竹林 克重 (長生会病院)
- (東区) 工藤 成子 (札幌東訪問看護ステーション)
- (白石区) 窪田 裕二 (コミュニティホーム白石在宅介護センター)
- (厚別区) 斉藤 潤子 (札幌厚別区訪問看護ステーション)
- (豊平区) 佐々木ひろみ (豊平区保健福祉部)
- (清田区) 松本 剛一 (緑愛園)
- (南区) 富永 淳 (愛全病院)
- (西区) 川路 彰 (札幌このみ会・センター24)
- (手稲区) 堂腰 悌二 (手稲あんじゅ在宅介護支援センター)

※なお、南区の富永さんは都合により11月末で役を辞退しております。新支部長は未定です。



「お互いの相互連携で資質の向上を」

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 岩見 太市



“まずは介護支援専門員の連携を”

介護サービスと利用者をつなぐ介護支援専門員の存在は、介護保険制度そのものの成否の鍵を握っているといっても過言ではありません。

私たちはその介護支援専門員という肩書を得ましたが、それは要介護の高齢者の生活全般を守るための手段であって、目的ではない筈です。まずは自分たちの地域にどのような準備をすればよいのか」「困ったとき誰に相談すればよいのか」などさまざまな不安の声を聞きました。そんな声に押されて自分の力も省みないで連絡協議会の発足に向けて動き出し、多くの仲間の賛同を得て政令指定都市では最初の旗揚げになりました。

活動のスタートは同じ地域を基盤とする区単位で、同じ仲間と顔を合わせてコミュニケーションを取り合って、来年早々からスタートする利用者の介護サービス計画に向けての研鑽を図りたいと思っています。

“地域情報の共有化と創出に向けて”

介護サービス計画を立てるには介護保険のメニューだけでは、サービス利用者の生活支援を行うことはできません。公的なサービスはもとより、地域の多様な資源や利用者を取り巻く家族や人間関係を動員して在宅生活を継続するためのプランづくりが介護支援専門員に求められます。

そのためには何より利用者の生活拠点にどのようなサービスがあるのか、公的・私的両面からの情報をしっかり集めることを欠かすことができません。

介護支援専門員は機械的に介護度に応じて介護保険サービスを組立てるだけの機械人間ではありません。

個々人の生活ニーズに対応した介護サービス計画を立案して、安心して在宅での生活ができるような仕組みを考えなければいけません。

是非同じ地域の社会資源を学び合い、共有し合ってお互いの質の向上のための相互研鑽を目指したいものです。

さらにそのような過程で地域に不足している福祉サービスを発掘して、創造したり、行政に提言したりするのも大切な役割です。そのような課題についても話し合いの場を持つようにしたいものです。

介護支援専門員の力が結集して私たちのまち札幌、市民の方々にとって住みやすいまちになるようお互いに微力を尽くしたいと願っています。

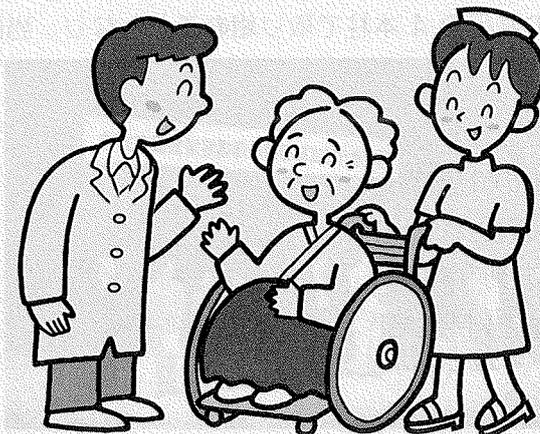
“利用者から顔の見える介護支援専門員に”

私たちの肩書は利用者からは見えません。福祉サービスが Face to Face の関係であることは普遍です。

連絡協議会でお互いの力が結集して市民の中に入り込み、利用者の顔が見える介護支援専門員になるため、主体的にそれぞれの地域社会と関わり合いが持てるような活動を一緒に行いたいと思います。

同じ肩書きを持った仲間として、これからよろしくお願ひ致します。

Face to Face!



「要介護認定の状況について」

札幌市介護支援専門員連絡協議会

副会長 松家 治道

このたび、札幌市介護支援専門員連絡協議会の副会長に就任いたしました。来年の4月からは、いよいよ介護保険制度が誕生することになりますが、高齢者介護は本格的に高齢社会に突入したわが国にとって大きな課題であり、この新しい制度を皆様とともに創り上げていきたいと考えております。

去る10月14日、札幌市介護支援専門員連絡協議会の総会が「かでの2.7」で盛大に開催されました。会場は介護保険に対する皆さんの意気込みと期待感に包まれ、熱気に満ち溢れるものでした。医療現場から介護の世界に携わることになった私にとりまして、新しい仲間とともに力をあわせ、介護保険制度を充実、発展することができるかと確信することができ、非常に喜ばしいものでした。この紙面をお借りしまして、皆様方にあらためてお礼を申し上げるとともに、当協議会発足直後の多忙な時期にもかかわらず、「ケアマネ・SAPPORO」創刊号を発刊するに至り、関係者のご尽力に対し感謝申し上げます。

さて、来年4月から、介護サービスが始まりますが、これに先立ち札幌市においても、10月から要介護認定の申請受付が開始されました。私も札幌市介護認定審査会委員の委嘱を受け、介護認定審査会の会長に就任し、10月下旬から要介護認定の審査判定を行っています。来年1月末頃までに介護報酬が決定し、2月からはケアプランの作成に取り組むことになりますが、これに密接に関連する要介護認定の状況につきまして簡単にお話をさせていただきます。

札幌市の介護認定審査会は72の合議体で構成され、各区に設置されています。介護認定審査会委員は保健、福祉、及び医療の専門家360名からなり、5人の合議制による審査判定を行っています。

最近の認定状況ですが、11月30日までに申請をした10,357人のうち、訪問調査を終了した者の約半数にあ

たる5,535人について、審査判定を行っています。要介護認定結果の内訳は別表のとおりとなっておりますが、現在のところ、要介護1が全体の約3割を占めています。要介護認定の結果は順次、申請者に通知されておりますので、介護認定の結果や仕組みについて不明の点があれば、介護支援専門員の役割として、十分に説明をしていただきたいと思います。また、要介護認定は申請者の心身の状況が変化した場合、いつでも再申請ができますので、介護支援専門員の方々は常に利用者の状態を十分に把握し、区役所（保健福祉サービス課）と相談をして下さい。

最後に、ケアプランの作成にあたっては、申請者の希望や家族の介護状況などを的確に把握し、総合的に判断することが必要ですが、認定審査会の結果や審査会の意見を十分に配慮して、作成することが肝要であると思います。札幌市では区のサービス調整チーム会議を12月から開催していると聞いておりますので、サービス提供事業者などの関係機関も含め、区役所と連携を密にしながら、申請者にとって最も適切な処遇を講ずるようお願いいたします。

札幌市の要介護認定等の状況

(平成11年10月1日～11月30日)

申請受け付人数		10,357
認定調査実施人数		9,276
認定結果通知数		5,535
認定結果内訳	非該当	323
	要支援	987
	要介護1	1,848
	要介護2	1,012
	要介護3	546
	要介護4	440
	要介護5	379

「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」

～低所得者対策を中心に～
札幌市介護支援専門員連絡協議会
幹事 五十嵐 睦子

介護制度に関する与党3党申し入れ（10月29日）に対する政府の考え方にに基づき、11月5日に「介護保険法の円滑な実施のための特別対策について」が示され、29日に全国介護保険担当課長会議で説明がありましたので、ケアプラン作成時に関係する低所得者対策を中心にお知らせいたします。

低所得者利用者負担対策について

趣 旨

低所得者については、介護保険制度において、高額介護サービス費等について特例を設けているほか、法施行時に特養に入所している高齢者に対して利用者負担の特例措置が講じられている。今回の特別対策では、これに加えて、介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じるものである。

具体的には、現にホームヘルプサービスを利用している高齢者の多くが低所得者である実状を踏まえ、激変緩和の観点から①低所得世帯で法施行時にホームヘルプを利用していた高齢者や②低所得世帯で障害者施設によるホームヘルプサービスを利用していた者等について、経過的に利用者負担を軽減するものとする。

また、③低所得者で特に生計が困難な者に対する社会福祉法人による利用者負担の軽減や④生活福祉貸付制度の拡充を図ることとしている。

施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置

◎低所得世帯であって法施行時に訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用していた高齢者について、ホームヘルプサービスの利用者負担を当面3年間は3%とし、その後段階的に引き上げ、平成17年度から10%とする。

ア 実施主体

事業の実施主体は市町村であり、市町村が事業を行った場合は、国及び都道府県の補助対象となる。

イ 対象者

次の2点を満たしている高齢者が対象となる。

(ア) 法施行時にホームヘルプサービスを利用していること。

具体的には、概ね施行1年前にホームヘルパーの派遣実績があること。

異動者については市町村間で連絡を取り合って対応。

(イ) 低所得であること。

生計中心者が所得税非課税であること（生活保護受給世帯を含む）。

これは、現行の費用徴収基準において費用徴収額が0円の階層である。

ウ 利用者負担割合

12年から当面3年間3%とし、17年から10%。その間の段階的な引き上げ方としては、例えば15・16年度を6%とすることが考えられる。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
3%	3%	3%	(6%)	(6%)	10%

エ 公費の負担割合

この軽減措置はあくまでも市町村が行う事業に対して国が助成をするものであり、その負担割合は介護保険における公費負担の割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを考えている。

オ 実施方法

現物給付化できるよう検討中。

また、高額介護サービス費との適用関係については、まず、この軽減措置の適応を行い、その後、軽減措置適応後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行う。例えば、訪問痛所系サービスを月20万円利用した場合（利用者負担3%）の取扱いは次のとおり。

a 訪問通所系サービスの中でホームヘルプサービスの占める割合が100%の場合

	(一割自己負担)	3%
一般	20,000円	6,000円
非課税	20,000円	6,000円
老福年金	15,000円	6,000円(高額介護サービス費の適応なし)

※ 20万円の1割利用者負担20,000円ですべてホームヘルプサービス3%を利用するとしたら、 $20,000円 \times 3\% = 6,000円$

b 訪問通所系サービスの中でホームヘルプサービスの占める割合が40%の場合

	(一割自己負担)	3%
一般	20,000円	14,400円
非課税	20,000円	14,400円
老福年金	15,000円	14,400円(高額介護サービス費の適応なし)

※ $200,000円 \times 40\% \text{利用} \times 3\% = 2,400円$
(ホームヘルプサービス分)
 $20,000円 \times 60\% \text{(その他サービス)} = 12,000円$
合計14,400円

c 訪問通所系サービスの中でホームヘルプサービスの占める割合が20%の場合

	(一割自己負担)	3%
一般	20,000円	17,200円
非課税	20,000円	17,200円
老福年金	15,000円	15,000円 (2,200円について高額介護サービス費適応)

※ 老齢福祉年金の場合の軽減措置適用

プサービスを利用していた者で、65歳になった者(法施行時においてホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者のうち、65歳以前の障害を原因として手帳の交付を受けている者を含む)。具体的には65歳の年齢到達前の概ね1年間に派遣実績のある者とする。異動者については、市町村間で連絡を取り合って対応。

(イ) なお、低所得者は、生計中心者が所得税非課税であることとする。(生活保護受給世帯を含む)。これは、現行の費用の費用徴収基準において費用徴収基準額が0円の階層である。

ウ 利用者負担割合

16年度までの間(若年障害者の取扱いに関する結論が得られるまでの間)、3%とする。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
3%	3%	3%	3%	3%	(見直し)

エ 公費の負担割合

この軽減措置はあくまでも市町村が行う事業に対して国が助成するものであり、その負担割合は介護保険における公費負担割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを考えている。

オ 実施方法

現物給付できるように検討中。

また、高額介護サービス費との適用関係については、まず、この軽減措置の適応を行い、その後、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行う。

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

低所得世帯であって、障害者施設によるホームヘルプサービスを利用していた者等について、平成16年度までの間(若年障害者の取扱いに関する結論が得られるまでの間)、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を3%とする。

ア 実施主体

事業の実施主体は市町村であり、市町村が事業を行った場合は、国及び都道府県の補助対象となる取扱い。

イ 対象者

次のいずれかに該当し、かつ低所得者であるものが対象となる。

(ア) 若年の頃から障害者施設によるホームヘル

社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担の減免

◎ 低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を減免する場合の取扱いを明確にするとともに、自ら負担した額が総収入の一定割合を超えた社会福祉法人に対して市町村が所要の支援を行った場合に国及び都道府県の補助対象とする。

ア 社会福祉法人による利用者負担の減免の取扱い
社会福祉法人の社会的役割に鑑み、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が低所得者で特に生計維持が困難である者に対して利用者負担を減免する場合についてその取扱いを次の通りとする。

(ア) 利用者の減額を行おうとする社会福祉法人は、サービスの利用者が居住する市町村に対してその旨の申し出を行う。

(イ) 減免の対象者は、住民税世帯非課税のうち特に生計困難であるものとする。
具体的には、市町村が利用者の申請に基づき決定の上、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。

※ 特に生計困難である者としては、一定の標準を示す方向で検討中。

(ウ) 減免の対象となるサービスは、特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスとする。

(エ) 減免の程度は、利用者負担の1/2程度を原則としつつ、ケースによっては1/2を超える減免もありうるものとする。具体的な取扱いについては検討中。

(オ) なお、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していないような地域においては、例外的に当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村社会福祉法人以外の事業主体において利用者負担の減免が行えるような取扱いを検討中。

生活福祉金貸付制度の拡充 については、札幌市の取扱い方針が明確になってから連絡いたします。

参考資料
別添1

健康保険制度等における高額療養費等及び現行制度を前提とした場合の介護保険制度における高額介護サービス費等(案)

単位：月額

	低所得者等以外	低所得者等以外 多数該当時	市町村民税 非課税者等	市町村民税 非課税者等 多数該当時	老齢福祉年金受給者 (市町村民税 非課税者等)
健康保険	63,600円	37,200円	35,400円	24,600円	—
国民健康保険	63,600円	37,200円	35,400円	24,600円	—
老人保険制度 (案)	36,000円 ※2		35,400円		15,000円
介護保険制度 (案)		低所得者等以外 A円 (37,200円)		市町村民税 非課税者等 B円 (24,600円)	老齢福祉 年金受給者等 C円 (15,000円)

※1 老人保健については高額療養費制度がないため、表中の額は平成12年度の1月(30日)当たりの入院時一部負担金の額

※2 老人保健における入院時一部負担金との均衡を考慮して、特例として、36,000円/月とする考え方もある。

(注) 「市町村民税非課税者等」の定義は、

- ◎ 健康保健においては、「被保険者本人が市町村民税非課税又は免除」
- ◎ 国民健康保険においては、「被保険者の属する世帯の世帯主及び国保被保険者である世帯員全員が市町村民税非課税又は免除」
- ◎ 老人保健においては、「主たる生計維持者が市町村民税非課税又は免除」
- ◎ 介護保険においては、「被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯全員が市町村民税非課税又は免除」

参考資料
別添 2

特養旧措置入所者の利用者負担の特例について

1.趣旨

介護保険制度の施行時に特養に入所している者（旧措置入所者）については、負担の激変緩和措置として、利用者負担が現行の費用徴収額を大きく上回らないようにする必要がある。

2.考え方

介護保険制度の利用者負担

$$\text{利用者負担} = \text{介護費用の10\%※} + \text{食費負担}$$

※高額介護サービス費による上限あり

旧措置入所者については、現行の費用徴収額を大きく上回らないように、利用者負担を設定。

施行法の規定

所得の区分ごとに0%から10%の範囲内において厚生大臣が定める割合

平均的な食費の状況や所得の状況を勘案して、厚生大臣が定める金額

特例措置(案)

(収入24万円以下)	0%	+	0~8,300円	=	0~8,300円
(24~34万円以下)	0%	+	9,000円	=	9,000円
(34~40万円以下)	3%	+	9,000円	=	17,250円
(40~48万円以下)	3%	+	15,000円	=	23,250円
(48~68万円以下)	5%	+	15,000円	=	28,750円
(68~266万6千円以下)	10%	+	15,000円	=	39,600円
(266万6千円以上)	10%	+	22,800円	=	50,300円

「MDS-HCによるケアプラン作成(1)」

札幌市介護支援専門員連絡協議会

副会長 藤井 菊恵

介護支援専門員（以下ケアマネジャー）の大事な仕事に、要支援・要介護状態と認定を受けた方に対して、課題分析を行い、ケアプランを作成し、サービス

提供者間の調整を行い、そして提供されたサービスを評価するという一連のことがあります。

来年2月には居宅サービス計画を作成しなければなりませんね。課題分析の手法として、一番人気の高い、MDS-HCによるケアプランについて述べたいと思います。（施設の方はごめんなさい）。

今回は、MDS-HCが、2.0バージョンとして改訂（9月'99）しましたので、どのように変わったのかを中心にしました。

	MDS-HC (1996~)	MDS-HC2.0 (1999)
相談受付		日本の状況への対応 「相談受付表」が追加 ★介護保険下の受付業務にそのまま活用 受付時の対応を体系的に行える ★相談者や相談内容等をデータベース化できる
アセスメント項目	例：1.ADL/リハビリテーション 0.自立 1.観察誘導 2.部分的な援助 3.広範な援助 4.全面援助 8.動作はなかった	アセスメント項目や判断基準の整理 0.自立 1.準備のみ 2.観察 3.部分的な援助 4.広範な援助 5.最大の援助 6.全面援助 8.動作はなかった
期観察	基本となる期間 7日間	3日間（入院中の状態に左右されにくくなった）
トリガーの精緻化	例：1ADL/リハビリテーション ★2つ以上のADLで他者からの援助を受けている ★90日前と比べて高齢者の全体的な自立状況は悪化している	以下の3にすべて該当 (1) 2つ以上のADLで他者からの援助を受けている (2) 他者をほぼ理解できる (3) 下記の1つ以上に該当 ★過去90日間に全体状況が悪化またはADLが低下 ★健康状態がよくないと感じている。慢性の問題の再燃、あるいは新たな急性症状 ★利用者や介護者・評価者は、利用者が改善すると考えている
記入要綱		★アセスメントのすべての項目に、目的・用語や選択肢の定義、情報収集の方法、記入の仕方が説明されている。 ★削除：足の状態、飲酒量、階段昇降の簡素化 ★追加：薬物治療調査票

※施設版の「MDS2.1施設ケアアセスメントマニュアル」と項目の2/3以上は同じであり、整合性がよくなり、アセスメント情報の共有が容易になった。

札幌市地域福祉生活支援センター開設！

地域福祉権利擁護事業⇒平成11年10月1日

“基本的枠組み”

地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、日常生活支援サービスや日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするものです。

具体的には、本人またはその代理人が、札幌市社会福祉協議会との契約を締結することによってこのサービスを利用することとなります。

社会福祉協議会の専門員が利用者の各種相談に応じるとともに、利用者ごとに適切な援助内容を定め、利用ごとに直接援助を行う担当の生活支援員を決定し、具体的なサービスは生活支援員が行うこととなります。

“援助の範囲”

本事業の援助の中心は、福祉サービスの利用援助であり、福祉サービスの利用、当該サービスの利用料の支払い、サービスに係る関係機関との連絡調整、手続きの代行、日常的な金銭管理や預貯金通帳等の書類の預かりサービスを福祉サービスの利用援助に付随して行います。

◎ サービスの利用料金

契約を結んだ上で提供するサービスについては、1回当たり（1時間程度）1,200円の利用料金をいただきます。なお、交通費が必要な場合は、実費をいただきます。（生活保護を受けている方は、公費で補助されますので無料です。）

“援助の流れ”

本人、親族、民生委員などの多様な経路から相談がよせられます。

利用者との相談・面接を経て、具体的な調査・関係調整を行った後、利用者個々人に適した支援計画を作成し、契約を結びます。

その後、支援計画にもとづいて、実際のサービスが提供されます。

契約を締結するまでには主に専門員が担当し、支援計画にもとづく実際のサービスの提供は主に生活支援

員が担当します。

“介護保険制度における本事業での援助”

地域福祉権利擁護事業における援助で、介護保険に関する具体的援助としては次のようなことが考えられます。

- ◎ 要介護認定に関する申請手続きの援助
- ◎ 本人の生活状況を知るものとして要介護認定に関重複する調査に立会い本人の状況を正しく調査員に伝えること
- ◎ 居宅介護支援事業者の選択の援助
- ◎ 介護支援専門員のケアプランの作成に関する一連の手続きの際に立会い本人の状況を正しくケアマネジャーに伝えること。
- ◎ 居宅介護支援事業者との契約に関する手続き援助など

生活支援員は、このような援助を行い、本人が適切に介護保険サービスが受けられるよう支援します。



✎ 掲示板コーナー ✎

★ 介護福祉士（国家試験）

日時：平成12年1月23日（日）
会場：北星学園大学（予定）

★ 社会福祉士（国家試験）

日時：平成12年1月23日（日）
会場：北星学園大学（予定）

★ 市民参加型非営利団体活動 セミナーinさっぽろ

日時：平成12年1月25日（日）～26日（水）
会場：札幌市社会福祉総合センター
主催：札幌市社会福祉協議会 ☎614-3345

★ 北区在宅ボランティア研修会

日時：平成12年1月24日（月）～2月16日（水）
会場：北区民センター他
主催：札幌市北区社会福祉協議会 ☎757-2482

★ 東区在宅ボランティア研修会

日時：平成12年1月24日（月）～2月24日（木）
会場：東区民センター他
主催：札幌市東区社会福祉協議会 ☎741-6440

📖 「書籍紹介」 📖

TOTAL CARE MANAGEMENT

「トータルケアマネジメントに おける理論と実際」

理論を実践に結びつける
介護支援専門員必携書！

監修 執筆 国立療養所中部病院 内科医長

遠藤 秀俊

厚生省 老人保健福祉局 老人福祉計画課 老人福祉専門官
島津 淳

編集 執筆 ケア・メディアエイト・ジャパン有限公司 代表
社会福祉士・看護婦・介護支援専門員・救急救命士
大井川 裕代
岩手県立大学 社会福祉学部福祉臨床学科 専任講師
鈴木 眞理子

日総研出版札幌支社 定価本体4,200円（税別）☎272-1821

★ 第2回札幌市介護支援専門員 ケアマネジメント導入時研修会

日時：平成12年2月14日（月）、18日（金）、21日（月）、
27日（日）全4回（1回につき150名）
会場：札幌市医師会館
主催：札幌市社会福祉協議会 ☎614-3345

★ 2000年フォーラムin函館 “痴呆性高齢者ケアの新時代”

日時：平成12年3月4日（土）～5日（日）
会場：函館国際ホテル
主催：全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会
（事務局：老人保健施設もえれパークサイド ☎791-2311）

★ 1999年度第16回「青少年のための ボランティア全道研究集会」

日時：平成12年1月12日（水）
会場：専門学校スクール・オブ・ビジネス
主催：北海道高等学校ボランティア連絡協議会
（事務局：石狩高等学校 ☎0133-74-5771）

★ 耳の日市民のつどい

日時：平成12年3月5日（日）
会場：かでの2.7
主催：社団法人札幌聴力障害者協会 ☎642-8010

★ ケアマネ北区（札幌市介護支援専門員 連絡協議会北支部）第5回研修会

日時：平成12年1月26日（水）18：30分～
会場：北区民センター「テーマ：高齢者医療と介護」長生会病院院長 竹林 克重氏
主催：ケアマネ北区（事務局：札幌市北区社会福祉協議会 ☎757-2482）

事務局よりお願い

介護支援専門員の異動が激しいようです。職場を変わられた場合は必ず事務局までご連絡ください。

編集後記

いやはや大変な仕事を引き受けた（引き受けさせられた）。2ヶ月に一度の割で広報誌を発刊するという。確かに介護保険は制度の根幹に関わる部分がかくると変わってわかりづらいし、そのため細かいことなど決まっていないことも多い。できるだけ最新情報を提供したいと心掛けますが…。2号目からは各区支部の活動状況も掲載します。どんどん情報をください。来年は介護保険元年、良いお年であるよう。（T）